

○財務省告示第十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年十二月二十日に発行した割引短期国  
債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年一月十一日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第百五十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法  
価格競争入札発行  
（以下「価格競争入札発行」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

十一 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額											
				行 争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 格 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場
	平成二十二年十二月二十日		千 万 円				千 円	千 円	二 十 七 万 六 千 九 百 六 十 一 万 六 百	二 兆 三 千 六 百 四 十 九 億 二 千 六 百				額 億 円	額 面 金 額 で 千 三 百 九 億 円					込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

